［削る］	

［二～四　略］	
［2・3　略］	
（市町村に係る三月分の算定方法）	
第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。	
［一・二　略］	
三　次に掲げる額の合算額	
イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第六十号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十二号、第四十七号から第四十九号まで、第五十一号、第五十二号、第五十六号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額	

事項	算定方法
［一～六十四　略］	［略］
［削る］	

七十二　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費	原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［二～四　同上］	
［2・3　同上］	
（市町村に係る三月分の算定方法）	
第五条　［同上］	
［一・二　同上］	
三　次に掲げる額の合算額	
イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第六十号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十五号、第四十二号、第四十七号から第四十九号まで、第五十一号、第五十二号、第五十六号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額	

事項	算定方法
［一～六十四　同上］	［同上］
六十五　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。